

## キュービクル式高圧受電設備推奨規約細則

キュービクル式高圧受電設備推奨規約第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条及び第15条の規定により、キュービクル式高圧受電設備推奨規約細則を次のとおり定める。

(形式推奨の区分)

**第1条** 推奨規約第8条に定める形式推奨の区分は、次の(1)から(4)の組合せとする。

- (1) 設置場所による区分
  - (イ) 屋内に設置するもの(屋内用)
  - (ロ) 屋外に設置するもの(屋外用)
- (2) 主遮断装置による区分
  - (イ) 遮断器を用いるもの(CB形)
  - (ロ) 高圧限流ヒューズと高圧交流負荷開閉器とを組み合わせ用いるもの(PF・S形)
- (3) 換気装置による区分(受電設備容量が500kVAを超えるものに限る。)
  - (イ) 機械換気装置のあるもの
  - (ロ) 機械換気装置のないもの
- (4) 最大設備容量による区分

最大設備容量による区分は、次の**第1表**による。

第1表

区分の名称	最大設備容量(kVA)
A	150以下
B	150を超え 300以下
C	300を超え 500以下
D	500を超え 750以下
E	750を超え 1 000以下
F	1 000を超え 1 500以下
G	1 500を超え 2 000以下
H	2 000を超え 2 500以下
I	2 500を超え 3 000以下
J	3 000を超え 4 000以下

- [備考]
1. 最大設備容量とは、申請するキュービクルの受電設備容量をいう。(高圧引出し、高圧電動機の容量及び主遮断装置の負荷側に設置する操作用の変圧器で500VA以下のものは含めない。)
  2. 形式推奨を受けたキュービクルの受電設備容量は第1表による区分の範囲の下限まで小さくすることができる。  
この場合、外形寸法は申請時の外形寸法より小さくできない。
  3. 受電設備容量と外箱の外形寸法の組合せ例を付録2に示す。

(個別推奨の対象)

**第2条** 推奨規約第8条に定める個別推奨の対象となるキュービクルは、次のとおりとする。

- (1) 形式推奨の区分のもの。  
(該当する形式推奨の区分の推奨品を取得していない場合)
- (2) 受電設備容量が形式推奨の区分を超過するもの。
- (3) 外箱外形寸法が形式既取得推奨のものより小さいもの。
- (4) 変圧器の1台の容量が単相変圧器にあつては500kVA、三相変圧器にあつては2000kVAを超えるもの。
- (5) 上記以外で個別に審査が必要なもの。
  - (イ) ガス絶縁変圧器を使用しているもの。
  - (ロ) 三相変圧器のみのもの。
  - (ハ) 低圧自家発電設備と接続するキュービクルであつて、別に定める低圧自家発電設備取扱要領に該当するもの。
  - (ニ) その他特殊な設備が附属しているもの等。

(審査に必要な書類)

**第3条** 推奨規約第9条に定める審査に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 図面、主要機器・材料一覧表、試験成績書、保護協調説明書及び品質管理についての説明書各3通。
- (2) 審査に必要な書類の記載事項等はキュービクル式高圧受電設備推奨規約細則付録による。

(審査の手続)

**第4条** 推奨規約第7条に定める審査の手続的事項は、次のとおりとする。

- (1) 支部は、現場審査について製造者に通知するものとする。
- (2) 製造者は、様式12による誓約書を支部を経て協会に提出するものとする。
- (3) 支部は、推奨基準に適合しない事項があつた場合、審査結果について様式9、様式10又は様式11のいずれかにより製造者に通知するものとする。
- (4) 製造者は、再審査申し込みをする場合、様式13、様式14又は様式15のいずれかによる再審査申込書に様式16による審査指摘事項の処置についてを添え、支部に提出するものとする。
- (5) 協会は、推奨基準に適合しない場合、様式17、様式18又は様式19のいずれかにより、審査結果について製造者に通知するものとする。

(現場審査の省略)

**第5条** 推奨規約第7条に定める現場審査の省略は、次のとおりとする。

- (1) 形式推奨を受ける多機種のキュービクル（製造者は同一）の審査を同時に行う場合の書類審査においてすべてが推奨基準に適合していると認められた場合は、次に該当するものの現場審査を省略することができる。ただし、前後面保守形と前面保守形は比較の対象とならない。
  - (イ) 主遮断装置による区分及び換気装置による区分が同一で、設置場所による区分のみが異なる場合における屋内用のもの。
  - (ロ) 主遮断装置による区分及び換気装置による区分が同一で、最大設備容量による区分が異なる場合における換気性能の良いもの。

- [備考] 1. 同時に審査を行う場合とは、申請が1月以内に行われた場合をいう。  
2. 換気性能は付録4換気性能確認方法により確認する。

(2) 既に形式推奨又は個別推奨を取得（以下「既取得機種」という。）して、新たに形式推奨又は個別推奨を受ける場合、現場審査における次の条件が満足していると認められる場合は、当該試験項目を省略することができる。ただし、前後面保守形と前面保守形及び欠番となった機種は比較対象としない。

(イ) 温度試験

当該申請機種が、温度試験を実施して適合した既取得推奨機種と比較し、付録4換気性能確認方法により換気性能が良いと認められた場合。

(ロ) 雷インパルス試験

当該申請機種が、雷インパルス試験を実施して適合した既取得推奨機種と比較し、主遮断装置による区分及び配線状態が同一である場合。

〔備考〕 「配線状態」とは、電線などの配置離隔距離（絶縁距離）、電線支持物の材料の性能等をさす。

(ハ) 防水試験

当該申請機種が、防水試験を実施して適合した既取得推奨機種と比較し、換気装置による区分、屋根構造及び箱体構造が同一である場合。

〔備考〕 1. 「屋根構造」とは天井フードの有無、庇の換気口構造等を、「箱体構造」

とは受電箱の側面扉の有無及び構造等をさす。

2. 屋根構造又は箱体構造が異なる場合は、該当箇所に防雨形試験又は防噴流形試験を行う。

3. 防雨形試験又は防噴流形試験を行う場合

(a) 天井フードの有無のみが異なる場合（新たに推奨を受けるものに天井フードがある場合）は、防雨形試験を行う。

(b) 庇の換気口構造のみが異なる場合（新たに推奨を受けるものの換気口構造が異なる場合）は、防噴流形試験を行う。

(c) 側面扉の有無のみが異なる場合（新たに推奨を受けるものに側面扉がある場合）は、防噴流形試験を行う。

(3) (1) 又は (2) により現場審査の省略の適用を受ける場合は、「省略理由書」を添付して申し込むものとする。

(4) 更新時の書類審査において、推奨基準に適合していると認められた場合は、現場審査を省略することができる。

(5) 推奨規約第11条に定める審査を行う場合、現場審査を省略することができる。この場合、様式1による申込書には、推奨規約第11条に基づく申し込みである旨表記すること。

(一部変更事項)

**第6条** 推奨規約第10条に定める一部変更事項は、次のとおりとする。

(1) 規約細則付録3. 主要機器・材料一覧表の追加・変更

(2) 次に該当する構造の一部変更

(イ) 屋根構造の変更

(ロ) 自然換気口及び機械換気装置の変更

(ハ) 扉の施錠装置の変更

(ニ) 扉の固定に用いる金具（ドアストッパ）の変更

(ホ) 計器窓の固定方法

(ヘ) その他外箱の外形寸法の変更を伴わない変更（箱体構造の変更）

〔備考〕 既取得機種と比較し、性能が低下しないことが明らかな場合は除くものとする。

（一部変更の手続き）

**第7条** 推奨規約第10条に定める一部変更の手続的事項は、次のとおりとする。

(1) 製造者は、一部変更申し込みをする場合、様式3による申込書に変更事項、変更事由を記載し、当該変更事項が分かる関係書類を各3通添えて、支部を経て協会に申し込むものとする。

(2) 一部変更で、現場審査を省略する場合は、第5条の規定を準用する。

（更新の手続き）

**第8条** 推奨規約第15条に定める更新の手続的事項は、次のとおりとする。

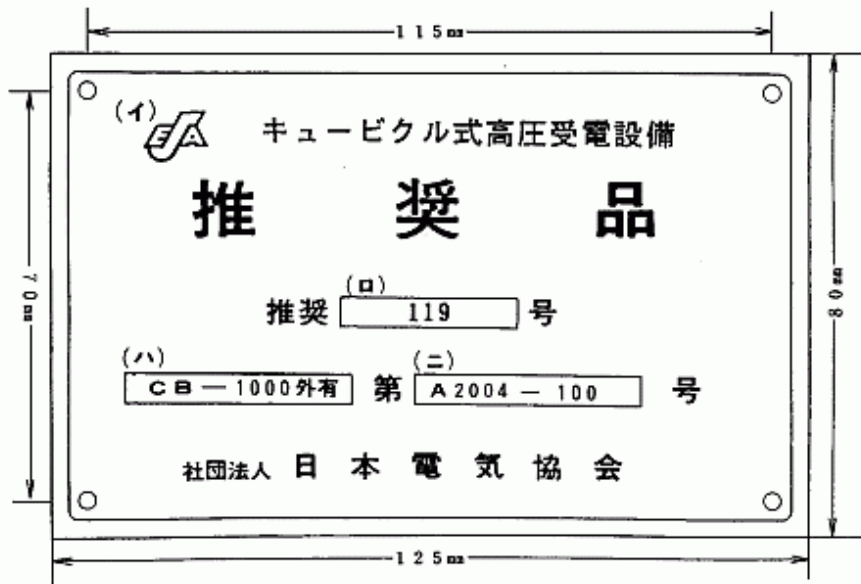
(1) 製造者は、更新申し込みをする場合、様式1による申込書3通に誓約書、図面、主要機器・材料一覧表、試験成績書、保護協調説明書及び品質管理についての説明書各3通を添え、支部を経て協会に申し込むものとする。

(2) 更新するキュービクルの主要機器・材料及び構造に変更がある場合は、その変更事項を明示するとともに、関係書類を各3通添え、申し込むものとする。

（推奨銘板等）

**第9条** 推奨規約第13条に定める推奨銘板の様式及び推奨銘板等の貼付方法は次のとおりとする。

(1) 推奨銘板



(注) (イ) 協会章

(ロ) 119→形式推奨番号（個別推奨番号：S119）

(ハ) CB→主遮断装置別（CB形、PF・S形）

1000→最大設備容量

外→屋外用・屋内用の別

有→機械換気装置の有無（無の場合は刻印しない）

(二) 形式推奨：A2004→製造地区・交付年（個別推奨：2004→交付年）  
100→銘板交付番号

\* 地区別記号

A	北	海	道	F	関	西
B	東	北		G	中	国
C	関	東		H	四	国
D	中	部		K	九	州
E	北	陸		O	沖	縄

(2) 貼付方法

- (イ) 推奨銘板は、出荷時にキュービクルの前面の見やすい位置に金属製（アルミニウムを除く。）ネジ又は溶接により取り付けるものとする。
- (ロ) 次の注意ラベルを正面扉の裏面に貼付すること。

